

議案第 9 7 号

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

特別職の職員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 2 . 5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。
 (平成 3 1 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 3 1 年 3 月に支給する期末手当については、改正後の第 3

条第 2 項中「100 分の 25」とあるのは「100 分の 35」とする。

瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条及び第2条 略 (その他の給与) 第3条 略 2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額とする。 第4条から第7条の2 略 別表第1及び別表第2 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。 <u>(平成31年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 2 平成31年3月に支給する期末手当については、改正後の第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。	第1条及び第2条 略 (その他の給与) 第3条 略 2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とする。 第4条から第7条の2 略 別表第1及び別表第2 略